

明治期健康思想と社会・国家意識

瀧澤 利行

茨城大学教育学部

受付：平成24年12月8日／受理：平成25年1月11日

要旨：江戸期から明治期への健康形成概念の転換は、内務省衛生局長となる長與専斎によって、従来の養生に代わって、ドイツ語の *Gesundheitpflege* の訳として「衛生」が採用された。彼らの用いた「衛生」概念は、単に個人の健康を形成するのみにとどまらず、公衆と共同体そのものの健康を維持増進することを意図していた。そのため、その内容には医学という固有の学問領域の内容のみならず、土木、建築、建設、統計、警察、そして社会学を含んだほとんどすべての学術によって実体化されるべき包括性・総合性を有するべきであると理解されていた。

しかしながら、次第に明治期の養生論や衛生論における健康形成思想の関心は、国家や社会の課題に言及するようになっていった。例えば弘前市長や衆議院議員を務めた伊東重の名著『養生哲学』では「国家の養生」という概念が提唱された。この概念では、「国家の健康」は個人の健康を形成する原理と同様のものとしてとらえられるとするものであった。さらに、内務省衛生局長を務めた後藤新平は、その名著『国家衛生原理』において、国家の強力な政治力を念頭においた富国強兵の理念から健康管理の理論と健康政策を運営することを創唱した。明治中期以降の健康思想は、第一義的には社会ダーウィニズムと社会有機体説に依拠していたが、そこには、近世期以前の儒教的な「修己治人」観が混在していた。この混在は、明治期における健康思想ときわだった特質とすることができる。後藤や伊東が頻繁に弱肉強食をその特質とする社会ダーウィニズムを引用したのは、明治中・後期においてこの思想が流布していたことによる。この思想のもとで個人の健康は国家経済と軍事力の増進につながるものとして理解されるにいたるのである。

キーワード：健康思想、衛生思想、社会進化論、長與専斎、後藤新平

緒言

江戸期から明治期への転換は、日本の政治体制とその基盤である社会経済構造、そして文化面での構造転換をともなったものとして一般に考えられている。それはしばしば「近代化」の概念によって総括的にとらえられるが、医学と医療の領域においては、とりわけ幕末期における急速な蘭方医学からドイツ医学への移行による西洋近代医学の受容とその制度化として特徴づけられる。それは医療行為や実践における西洋医学化、医学教育における内容の西洋医学化、そしてそれらを基底的にささえる医療制度全体の西洋化（病院制度の整備や医師の身分の制度化）として具体化した。

一方で、その医学や医療が対象とした人間の心身のあり方とその理念化は、医学や医療技術あるいは医療制度ほど明確にまた有意に変化したかと考えてみると、一面で大きな変化があったとは考えられるものの、他面では「近世」としての江戸期と「近代」としての明治期は、ある時点までは相当に連続的であった点も指摘しうる。

とりわけ、近代期における医学、医療がひとつの理念とした「衛生」概念は、医学、医療の領域のみならず、明治期における文化的転換の象徴的な概念として夙に論じられてきた¹⁾。また、衛生によって達成が期された人々の心身の状態としての「健康」もまた近代期以降に急速に人口に膾炙した概念とみることができる。「衛生」によって

実現される「健康」こそ、明治期以降の民生分野における一大目的であった。

人が意図的にせよ無意図的にせよ、心身とそれを圍繞する物理的、化学的、生物的、あるいは社会文化的環境の諸条件を適切かつ最大限の可能性を保たしめようとする個人的および手段的営為を「健康形成」とよぶとき、その健康形成に関わる思想と行為は、その時代の人々の人間観、世界観、自然観を象徴するものである。それは、「健康」が人間、自然、そして社会に関する認識と働きかけの収束点に位置するからである。中国古代史書である左丘明の著とされる『國語（春秋外伝）』の「晋語八」に「上醫醫國、其次醫人」の句がみられ、その後も陳延之『小品方』において「上醫醫國、中醫醫民、下醫醫病」と引用され、孫思邈『千金方』でも「上醫醫國、中醫醫人、下醫醫病」と引用されているように、医学・医療の本義は国家に象徴される社会を治療・修復することであるという認識は、少なくとも東洋思想圏では早い段階から成立していたとみられる。いわゆる公衆衛生思想という明確な思想的形成は、後代のしかも西洋医学思想からの影響であるが、理念としての医学思想において、社会を「癒す」、すなわち社会の価値的形成もしくは改良をもって医術の究極のあり方とする理念は、医学における東洋の思惟の中に明らかな淵源を認めうるものである。

本論では、近代期、特に明治初年から明治末期にいたる近代国家の形成過程において、人間、自然、そして社会に関する認識と働きかけの収束点にある健康を意図的に形成しようとして論じられた言説における社会と国家の意識を分析することによって、健康の概念にいかにして社会や国家の視点が胚胎するかをその派生様式に着目して考察することを目的とする。

1. 明治10年代の衛生思想と社会・国家意識

1) 近代国家草創期における衛生思想と国家・社会観

明治期における健康形成を象徴する概念は「衛生」であり、これが内務省衛生局長となる長與専斎によって、ドイツ語の *Gesundheitspflege* の訳と

して『莊子』から採録されたものとする見解は広く知られている。「衛生」の語自体は、すでに丹波行長『衛生秘要鈔』（1288年）にみられるし、長與が「衛生局」と命名した1875年（明治8年）より以前の1872年（明治5年）に緒方洪庵の次男緒方惟準によって纂輯された『衛生新論』が刊行されている。ただし、長與の内務省「衛生」局の命名によって、「衛生」が近代的な健康形成概念の象徴として流布したことは否定できない。

では、この際の衛生はいかなる内包をもった概念として知られていったか。1883年（明治16年）に発足し、近代日本の衛生・公衆衛生の発展に大きな影響をあたえた衛生啓蒙団体である「大日本私立衛生会」の初代会頭となった佐野常民（適塾門下生で、日本赤十字社初代社長）が、同会の発会に際して、次のような祝詞を述べて、衛生の意義を論じている。

「夫レー国ハ一家ノ積ナリ一家ハ一人ノ積ナリ
吾人各自ノ健康ハ我国貧富強弱ノ関スル所ナリ
衛生ノ法豈講セザルベケンヤ。

我国人ハ欧米人ニ比スレハ身体脆弱ナルコト
衆人ノ熟知スル所ナリ既ニ脆弱ナリ故ニ疾病亦
多カラザルヲ得ズ試ニ欧米人ニ較シテ其ノ労作
ノ程度ヲ計ランニ体力ノ弱キヲ以テ既ニ幾分ヲ
輸シ疾病休養ノ多キヲ以テ又幾分ヲ輸セバ其比
例或ハ欧米人ノ労作ヲ為サント欲セハ邦人二人
ヲ要スルニ当ルモ亦知ルベカラズ」²⁾

それはこの時期の日本の健康思想が、明治初期の啓蒙主義的な健康思想すなわち前近代の養生思想との連続性をもったところの個人の健康形成を西洋の科学と文明とによってより高く豊かな水準において実現しようとした個人衛生思想から、より社会改良主義的な性格をもった「公衆衛生思想」へと転換しはじめたことと深く関連している。

また、東京大学医学部病理学教授となった三宅秀もまた当時の健康思想が近世期的な養生観にとどまらない近代的な公共的概念として理解されるべきであることを主張していた。

「夫レ衛生ノ語ハ原ト漢語ニシテ現今称スル所ノ各自衛生公衆衛生ノ如キ健康ヲ保持スルノ意ニ適當スル者ニハ非ザルベシ 何者漢土ノ医籍ニ往々衛生ノ語ヲ題スル者アレトモ皆通常ノ医籍ニシテ主トシテ療病ノ事ニ涉リ特ニ養生撰生ノ事ノミヲ臚載シタル者ヲ見ザレバナリ 然ルニ今此衛生ノ語ヲ仮用スレバ其曾テ衛生ノ文字アルヲ知ル者ハ誤テ専ラ医術ニ関スル者ト了解シ又此語ノ新ニ拈出セシ者ナルヲ知ル者アルモ或ハ単ニ養生ノ道ト思量シ乃チ医ノ指導ニ頼ラザレバ其道行ハレ難シトスル者尠カラズ豈ニ其レ然ランヤ之ヲ究ムルニ衛生ノ道ハ畢竟医俗ノ協力ニ依リテ始メテ能ク隆盛ヲ得ル者ナリ」³⁾

このことをさらに深く知るために、明治20年代における健康思想の転換をみてみよう。明治期を通じて薬学領域における第一人者として日本の薬学・製薬界に大きな影響をあたえ、また衛生学者としても著述を行った柴田承桂は、「衛生上公私ノ区域如何」と題した講演で以下のように述べている。

「一箇人ノ身体ヲ目的トシテ行フ養生法ハ私己衛生、多数人即チ人民大小ノ部落ヲ一体ト看做シテ其健康ヲ保持増進スルノ法ハ公衆衛生、一言ニ論シ去レバ其区別単簡明白ナルガ如シト雖ドモ社会實際ノ上ニ於テ百般衛生事項ノ実行セラル、有様ヲ観察スレハ其区域参差トシテ交リ紊レ確然不易ノ界標ヲ立ツルコト能ハス (中略)

私己衛生ノ方法ハ取りモ直サス養生ノ事ニシテ昔ヨリ存在シタルモノナレドモ其名称ハ却テ公衆衛生ノ後ニ生シナリ即チ公衆衛生ト区別スル為ニ出来タルモノナリ (中略)

公衆衛生法ノ斯ク儼然タル形体ヲ具ヘテ世ニ現ハレタル已上ハ従来一箇人単独ノ生命健康ヲ目的トシタル衛生即チ養生法及ヒ古キ意義ノ衛生警察法ハ最早衛生ノ領分ヲ専有スルコト能ハス (中略)

言ヲ換ユレバ私己ノ事ヲ公衆ニ求メ公衆ノコトヲ私己ニ委スル様ニテハ衛生ノ事業ガ空中ニ飄泊スル如キ結果ヲ来タシ遂ニ其発達ヲ望ム可

カザルニ至ラン、然ルニ昔シ撒遜ノ政府ニテ衣服ノ制ヲ定メ妊婦ノ養生法ヲ布令シタル如キ私己ノ養生法ニ国家権 (即チ公衆衛生ノ一部) ノ立入タルハ其害尚ホ少キモ、公衆ノ尽クスベキ (寧ロ公衆ニ非ザレバ行ハレザル) 衛生法即チ完全ノ給水法汚物排除法等ヲ私己ノ手ニ委却シテ顧ザルハ其害実ニ言フ可カラザルモノアラシ」⁴⁾

ここに示された個人衛生と公衆衛生の概念区分についての認識、すなわち従来の養生法に基礎をおく個人衛生と社会的組織的対応に基礎をおく公衆衛生は明確には区別できないとしながら、個人が行うべきことを公衆にもとめ公衆が行うべきことを個人にもとめるような両者のあいまいな区分への批判的姿勢は、端的には近代社会における衛生の公共的性格とその責任性についての表明とみることができる。しかしながら、同時にそれは公衆衛生に属する事項については、政府の積極的な介入が必要であると考えられている点にも注意をおよぼさざるを得ない。

2) 長與専斎の「衛生誤解之辨」にみる衛生観

しかしながら、こうした認識の中で、まさしく近代的「衛生」概念の先導者であった長與専斎は、その明治期の劈頭において近代的「衛生」概念を宣揚したこととはむしろ対向する見解を示す。長與はまず大日本私立衛生会の「発会祝詞」で次のように論じる。

「衛生トハ無病長命ノ方法ナリ其一箇人ニ係ルモノヲ各自衛生ト云ヒ公衆ニ関スルモノヲ公衆衛生ト云フ世上一般単ニ衛生法ト称スルモノハ率ネ此ノ公衆衛生法ヲ謂フナリ……

右ノ公衆衛生法ハ多クハ政府ノ法律トナリテ社会ニ行ハルモノナリ 然レドモ衛生ノ極意ハ畢竟無病長命ヲ求ムルノ自愛心ニ外ナラザレバ或ハ之ヲ生理学医学ヨリ生シタル一種ノ宗教ト謂フモ可ナリ故ニ衛生法ノ規則ハ他ノ規則ノ如ク之ヲ犯サザルマデニテ足レリトスベカラズ必ス真実ニ之ヲ服膺スルノ信心ヲ以テ之ヲ踐行スルニ非ザレバ其効アルコトナシ……

苟クモ自愛ノ良心ヲ懷テ無病長命ノ福ヲ亨ケント欲スルモノハ自ラ奮テ社会ノ先達トナリ演説ニ談話ニ雑誌ニ報告ニ漸ク其思想ヲ伝ヘテ以テ自暴自棄ノ人ヲ教化スルノ外他ニ由ルベキノ道アルベカラズ…… 他事ハ知ラス衛生ノ事ニ限リテハ人民ニ其心ナクテハ如何ナル善美ノ法律アリトモ到底其成績ヲ収ムルコト能ハザルハ理論ニ於テモ実験ニ於テモ断ジテ疑ヘザルコトナリ故ニ余ハ公衆ニ衛生ノ思想ヲ浹治セシムルヲ以テ大日本私立衛生会ノ一大要旨ナリト信ズ⁵⁾

この長與の論において特徴的な点は、「衛生トハ無病長命ノ法ナリ」「衛生ノ極意ハ畢竟無病長命ヲ求ムルノ自愛心ニ外ナラ」⁶⁾と述べ、衛生の要諦を「無病長命」とそれを希求する「自愛心」にみていることである。長與がここで、衛生思想普及の必要を個人の「無病長寿」と「自愛心」に立脚して論じた点は、長與個人の衛生思想の分析にとどまらず、当時の衛生思想家の衛生に関する見解の多様性を示唆するものととらえることができる。長與自身、「衛生」思想が有する「富国強兵」理念を補強する側面を否定してはいない。しかしながら、近代衛生行政制度創設の推進者であった長與において、むしろ近世期以前の健康形成思想といえる養生思想が目的としていた「無病長寿」に「衛生」の目的をなお定位させている点は、長與自身の「衛生」思想が佐野常民の主張したような国家意識にもとづく健康形成思想とは一線を画していたことを示唆している。それが長與自身によって一層明確に語られている論説が『大日本私立衛生会雑誌』第2号における「衛生誤解之辨」(1883)とその続篇である第4号「文明ト衛生トノ関係」(1883)である。彼はその論説で以下のように述べる。

「衛生誤解ノ辨」では、「衛生ノ語ハ急ニ世間ノ流行物ト」⁷⁾なって、「田夫野人婦女童幼ニ至ルマデ」が「衛生」の語を用いるほどに広がったことは「飲ブベキ」であるとしているが、それに続いて、

「退テ其事实ヲ観察スレバ其衛生々々ト称スル者ハ大ナル不衛生ノ事ニシテ健康ヲ害スルゾトテ誠ムル所ハ却テ健康ヲ保ツノ事タルガ如キ効害ノ全ク顛倒シタル者多キヲ奈何セン」⁸⁾

と述べられている。すなわち、近代的「衛生」概念の普及に相反して、衛生活動においては是非の逆転が生じているとしている。長與は、この是非の逆転が起きた衛生活動を「誤解衛生」と称している。これに対して、長與が考える衛生活動を「真成衛生」と称している。彼がいう「真成衛生」の実体とは、約言すれば、在来の養生観に内在していた「節欲慎身」論もしくは鍛練論に近似した活動であった。同論説では以下のように述べる。

「凡ソ人ノ此世ニ在ルヤ中等以下ハ勿論王侯貴人ト雖モ時ニ臨ミテハ餓ヲ忍ビ渴ヲ凌ギ寒暑ニ堪ヘ風雪ヲ冒スガ如キ随分不養生的ノ場合ニ遭遇スルモ免レザルコトナレバ一線ノ隙風一椀ノ麩食ノ為メニ其健康ヲ損ジ活潑ノ英氣ヲ阻喪スルガ如キハ決シテ衛生ノ本意ニアラザルナリ三日三夜眠食ヲ廢シテモ其志ヲ達スル程ノ敢為忍耐ノ勇氣ヲ蓄ヘテコソ衛生ヲ以テ国家富強ノ根基トモ称スル実ニ適フベキナレ」⁹⁾

ここでは、不時の危急に際して寒風粗食によって心身衰えず不眠不食の状態においてもその意志を行使し得る「忍耐」「勇氣」が必要としている。この記載は、記述自体に依拠する限り典型的な鍛練主義とし得る。この主旨から、「健康ナル人殊ニ兒童少壯ノ時ニ在テハ可成的身心ヲ鍛練シテ随分衛生上有害ノ事物ニモ耐ヘ得ル程ノ習慣ヲ積成スルヲ必要トス」¹⁰⁾と述べ、「而シテ身心ヲ鍛練スルハ運動ヲ以テ第一ノ要訣トス」¹¹⁾と鍛練の方法として運動、しかも「全身四肢ノ筋骨ヲ勞シ活潑々地タル動搖ヲ為シ時トシテ疲倦態勞ヲ極ムル程」¹²⁾の運動をなすべき点が主張されている。然るに、長與の説くところは、明治10年代後半期には「多少伶俐輕薄ノ風ヲ伴ヒテ漸ク文弱ニ傾クノ弊ヲ来タシ」¹³⁾で、「武辺活潑ノ運動ハ目シテ野蠻未開ノ俗」¹⁴⁾とされるに到ったとする。彼は、

「少壯偏強ノ人ト雖トモ頸ニ毛布ヲ巻キ目ニハ眼鏡ヲ掛ケ牛乳鶏卵牛羊鶏豚ノ食餌ヲ以テ衛生ノ要訣ト心得病後小兒ノ摂養ヲ大人健者ニ用フルノ風潮トナリタルハ実ニ大ナル誤解」¹³⁾と断じている。長與は、言うまでもなく、西洋近代医学の唱導者であり、それに基づく近代的「衛生」概念の提唱者であったから、「尤モ飲食衣服ハ素ヨリ衛生上最モ注意ヲ要スベキ太切ノモノ」¹⁴⁾との認識は前提としていたが、彼が主張せんとした「衛生」の実体は、「本邦古来武ヲ以テ政教ヲ布キ筋骨ノ運動ハ士人ノ常務トナリ自然ニ衛生ノ通則ニ適ヒ随テ武辺ノ義理即チ所謂廉耻武士道ヲ以テ一種無類ノ風俗ヲ養成」¹⁵⁾したことに求められた。すなわち、「武士道」に内在する質実尚武の気風が個人衛生の原理に適合するとしている。したがって、長與が規定する衛生とりわけ個人衛生の内包は、以下のように要約されている。

「各自衛生法ノ要訣ハ身心ヲ鍛練スルニ在リ武辺活潑ノ運動ヲカムルニ在リ温保美食奢侈的ノ衛生ニ泥マズシテ風雪糲糠凡ソ肉体ニ耐ヘ得ル程ノ艱難ヲ忍ブベキ習慣ヲ積養スルニ在リ」¹⁶⁾

この記述において、長與がいう「各自衛生法」すなわち個人衛生とは、概念的にも実体的にも近世期の養生観とほぼ同義であるとし得る。この長與の見解を、前述の三宅の論説の主旨と併せて考察するならば、それらの主張は、長與が述べた如き「衛生ノ誤解愛護保育ノ一辺ニ僻スルノ時ニ於テハ其弊ヲ矯救スルニ急ナルガ故」¹⁷⁾になされた側面を有していたが、そこには、少なくとも彼らのような近世後期に生まれて幕末期に漢学と共に西洋近代医学の学習を経た人々は、個人衛生の実体については第一に在来の養生観および養生法にその基調を求めていた点が示唆されている。したがって、長與の主張である「自愛」もその本質に近世期養生論に内在する「自己統制」原理を含んでいると考えられる。

長與の「衛生誤解ノ辨」は、著しく「武辺衛生」の重要性を強調した論説であったが、それに補足した論説が「文明ト衛生ノ関係」である。彼の「武

辺衛生」の強調は、「文弱ノ頽弊ヲ矯正スルノ器械トナスモノニシテ矯枉過直専ラ肉体衛生ヲ墨守シテ未開ノ故俗ニ復セントスルノ主旨ニ非ズ」¹⁸⁾との主旨からであったとされている。

長與の「衛生」概念の理解に関する第2の主張は、「単ニ武辺強暴ノ性行ヲ以テ衛生ノ真面目トナスカ如キハ之ヲ第二ノ衛生誤解ト云フベシ」¹⁹⁾とするものであった。すなわち、「衛生誤解ノ辨」において主張された在来の養生観を基調とする鍛練主義的個人衛生観の過度の強調もまた「衛生」概念についての「誤解」であると論じている。「文明ト衛生ノ関係」では、文明の進展が人民の疾病を増加させ、体力を減耗させると論じ、とりわけ都市住民の不健康状態を指摘する。例えば、欧米の都市部居住民は南洋の未開人に比して諸疾患に罹患する者が多く、精神状態も不安定であるとしている²⁰⁾。さらに、「進テ文明ノ域ニ入ラント欲スレバ身ハ孱羸ニ陥リ病魔ニ縛セラレ心ハ妄想ニ繋ガレテ殃禍一身ニ集リ退テ肉体ノ健康ヲ守ラント欲スレバ渾沌無智禽獸ヲ去ルコト遠カラズシテ亦人類ノ自ラ屑トセザル所タリ」²¹⁾と述べて、「文明」に対する厳しい批判をなし、「前ニ所謂文明ト称スル都市人ノ例ノ如キハ文明ノ誤解ナルモノニシテ逸楽驕恣ノ結果」²²⁾と断じている。

この状況を覆す理論的条件として、長與は、「衛生ノ極意ハ活潑健全ノ身心ヲ以テ利用厚生ノ業ニ従事シ己ヲ利シ人ヲ益シテ社会ヲ組織スルニアリ」²³⁾と述べ、衛生の究極的目標を「利用厚生ノ業」への参画と社会形成に求めている。この主張は、通念的には、国家政策理念である「富国強兵」理念への接続を否定し得ないが、同時に、長與が「文明」との関係で衛生の目的を把握する場合、在来の養生観を基調とする鍛練主義的衛生観にとどまらず、「利用厚生ノ業」への寄与という社会形成的視点に立った衛生観を構想していた点が示されている。そのもとでの真の文明と衛生の関係は、長與においては次のようにとらえられている。

「畢竟肉体ノ保養ハ精神ノ活動ニ資スル者ニシテ智識ノ作用ハ亦肉体ヲ保持スル所以ナリ身心ノ体用各其度ヲ失ハズ栄養ヲカメテ精神ノ資ヲ

給シ智識ヲ勞シテ健康ヲ傷ルニ至ラザル者ヲ文明ト云ヒ亦之ヲ衛生ト謂フ²⁴⁾

と規定され、さらに、この論とほぼ同義で、

「山ニ鑄海ニ煮鉄道ヲ通シ電信ヲ架スル等天地万物ヲ自在ニ利用シテ吾ガ厚生ノ道ニ供シ以テ人間幸福ノ境界ヲ広クシ衣食足り礼節整ヒ智者ハ業ミ仁者ハ寿シト謂フニ至リテ真ノ衛生ノ道ヲ尽シ真ノ文明ヲ致シタル者ト謂フベシ²⁵⁾

と記されている。ここでいう「利用厚生ノ道」を進展させることは、結果として長與が不健康の温床とみた都市文明を推進することにつながり、その限りでは矛盾を内在している見解であるが、「衛生誤解ノ辨」における所説と併せて考察するならば、長與が理解している「衛生」概念は、在来の養生論を基調とする鍛練主義・節制主義的個人衛生観を内在しつつ、その目的観は、その個人衛生において形成された健康によって、万物を活用して生活上の福祉を達成し社会形成を実現することを内包としていたと解することができる。さらにその「衛生」概念こそは、同時に「文明」の実体であると理解されていたと考えられる。約言すれば、この長與の思想には、在来の価値・理念体系と新進の理念体系とを直接的に結合する折衷主義的思惟と楽観的な「漸成」的近代化思想が混在している。

「衛生」の目的を「利用厚生ノ道」への参画と社会形成に求めそれが人類の幸福を実現するとする視点は、長與にとどまらず、『大日本私立衛生会雑誌』の論説者すなわち同会の幹部・主要会員においておおむね共通した視点であった。例えば、当時同会幹事で帝国大学医科大学教授であった大澤謙二は、第40号(1886)に「衛生ノ一端」と題する論説において、衛生事業推進の基本姿勢に関して、以下のように記している。

「抑モ衛生ノ意義ハ甚ダ広大ナル者ニシテ下ハ各個人ノ衣食住ヨリ上ハ政府ノ法令ニ至ルマデ一トシテ衛生ノ外ニアルモノナク其目的トスル

所ハ社会ノ幸福安寧ヲ保有スルニ在ルナリ故ニ此目的即チ衛生事業ヲ共ニ談ズベキ者ハ衛生家、教育家、政治家、万有学家、工学家、医師、薬舗、獣医、経済家、警察家及ビー一定ノ専門ナキ有識ノ道德家等ナリト云ベシ²⁶⁾

ここでは、「衛生」概念の範囲は広大であるとし、個人の衣食住の節制から政府の法令に到るまで、該当しない外延はないと述べて、衛生活動の包括性を指摘している。さらに、その方針・方策を談義する職として、衛生家から道德家にわたる広汎な層を挙げている。なお、ここでの「衛生家」とは、単なる医師とは区別された職で、「数学哲学歴史文学ヲ基礎トナシ万有学及政事上ノ道義学ヲ階梯トシテ衛生ノ全科ヲ修了シタル者」とされており、浩瀚な学殖が要求されている。さらに同論説では、広義の「衛生」活動に関する諸活動の関係について以下のように記されている。

「予謂ラク社会ノ幸福ヲ謀ルニハ教育保健慈善及警保ノ四事ヲ交互連繫シテ適用セザル可ラズ蓋シ教育慈善警保ノ三者ハ保健ニ由テ其効ヲ奏ス可キモノナリ身体健康ナラザレバ充分ノ教育ヲ受クル能ハズ十全ノ健康ハ衛生法ニ則ラザレバ得ガタシ又タ共同ノ慈善ハ工業ヲ奨励スルト慈愛心ヲ養成スルトニ抛ラザル可ラズ警保ハ貧苦病害及無智ノ三者ヲ撲滅スルト慈愛心ヲ以テ之ヲ監督スルトニ依ラザル可ラズ²⁷⁾

ここでは、本来が「社会ノ幸福安寧ヲ保有スル」ことを目的とする総合的活動として展開されるべき「衛生」活動のうち、狭義の「衛生」活動としての保健活動が他の諸活動の前提となるべき点が述べられている。以上の記載は、「衛生」活動がほとんど全ての学術を必要とする総合的活動と理解され、さらに狭義の衛生活動としての保健活動が他の諸活動を規定すると把握されている点を示唆している。また大澤は、『大日本私立衛生会雑誌』第76号(1889)に掲載された「人生ノ福祉ハ衛生ニ在リ」と題する論説においても、

「衛生モ亦此ノ如ク修身経済ヲ離レテ单独ニ成立シ得ルモノニ非ズ身ノ行ヒ正シカラザレバ衛生モ全カラズ身ヲ修ムルコト正シケレバ衛生モ自ラ其中ニ具リ又衛生ニ注意スルハ経済ナリ経済ハ衛生ヲ除キテ存立スルモノニアラズ」²⁸⁾

と記され、「衛生ノ一端」における見解と近似した、衛生活動と修身活動、経済活動の一体性に言及しており、前述した「衛生」の概念および実体の包括性・総合性を追認している。

三宅、長與、大澤の記述によって、彼らの「衛生」概念が、いずれも単に医学という固有の学問領域の内容のみならず、ほとんどすべての学術によって実体化されるべき包括性・総合性を有するべきであると理解されている点は明瞭である。

3) 木戸麟「独立衛生ノ説」

以上のような「衛生」概念の領域性・領域性に関する見解とともに、この当時の日本の国家がおかれていた社会的状況に即した「衛生」概念の原理的側面に論及している記載もみられる。この点を主題として著された論説として、『大日本私立衛生会雑誌』第32号(1886)に掲載された、木戸麟の「独立衛生ノ説」を挙げることができる。木戸麟は²⁹⁾、1848年(嘉永元年)12月に土佐国中村(現、高知県中村市)に生まれ、甲把随釋(第2代、初代随釋は吉益東洞に師事し、俊足として知られたという)に師事して医学を修め、後に華岡塾を主宰した華岡準平に師事して、華岡流の外科を修めた。維新後は、兵部省、陸軍に入り、1874年(明治7年)には熊本鎮台病院附となり、陸軍軍医補に任ぜられた。1877年(明治10年)には群馬県庁衛生課御用掛、医学校御用掛を務め、後に福岡県に転じ衛生課長、福岡典獄を歴任した。1901年(明治34年)に満52歳で没した。木戸は医師として各県の医療、衛生行政に携わりながら、幼少のころより親しんだ儒学の素養をもとに、修身教科書について強い関心を寄せ、『修身説約』(1878)などの修身教科書も編纂した

彼の論説「独立衛生ノ説」は、木戸の医学的知識と衛生行政の経験、そしてその儒教的素養をも

とにした国家観とが接合した独自の衛生論となっている。その冒頭では以下のように記している。

「衛生ハ之ヲ大別シテニトス 曰ク治国衛生曰ク修身衛生是レナリ 政府ニ於テ役場ヲ設ケ種々ノ統計表ヲ製シテ健康ヲ害スル所以ノ者ヲ検査シ而シテ之ガ予防ニ関スル方略ヲ行フハ治国衛生ナリ 品行ヲ修メテ天理ニ戻ルコトナク以テ疾病ヲ未発ニ防ギ百年ノ寿命ヲ得ント企ツルヲ修身衛生ト云フ」³⁰⁾

すなわち、ここでいう「治国衛生」とは、行政において管掌する衛生活動であり、「公衆衛生」とほぼ同義であると考えられる。「修身衛生」とは個人衛生とほぼ同義であるが、より「品行ヲ修メテ天理ニ戻ルコトナク」という道徳的規整が優先された活動ととらえられている。さらに、「而シテ此修身衛生ヲ分テ独立衛生、依頼衛生、禽獣衛生、仙人衛生ノ四門トス」³¹⁾と述べられ、「修身衛生」を4つの下位概念に分けている。「依頼衛生」とは、「我ガカヲ以テ独立シテ長寿スルコトヲ務メズシテ只ダ神仏ヲ念ジ神仏ノカニ依頼シテ長命ヲ為ント企ツルモノ」³²⁾、すなわち神仏の加護に依存して長寿を願う生活であるとしている。「禽獣衛生」とは、「衣食住ニ於テ斯クスレバ健康ニ益アリ斯クスレバ健康ニ害アリト衛生上ノ利害ヲ研究スルコトナク其情態宛モ禽獣ト異ナルコトナキモノ」³³⁾、すなわち本能的行動のみを優先する生活であるとしている。「仙人衛生」とは、「少シニテモ精神ノ労スルトキハ健康ニ害アリトテ志慮ヲ省キ只ダ長ク生キテ居リサハスレバ木ノ葉ヲ綴ツテ衣ト為シ茯苓ヲ掘テ食ト為スモ貧乏ト思ハズ無暗夜滅方ニ長寿ヲ貪ル」³⁴⁾こと、すなわち俗世間と隔絶して長寿のみを目的とする生活であるとしている。

これらの「衛生」法は、いずれも、「野蛮国ト云フハ依頼衛生、禽獣衛生、仙人衛生ノ人ノ沢山居ル国ナリ」³⁵⁾とあるように、未成熟社会における衛生であるとされている。これらの概念に対して、「独立衛生」の概念は、以下のように主張されている。

「独立衛生トハ一身ニ誓願ヲ立テ此誓願ヲ成シ遂ゲン為メ吾ガ衣食住ヲ學術ノ実理ニ基キテ衛生ノ道理ニ叶フ様ニシテ而シテ以テ其誓願ヲ達スルモノニシテ少シモ外物ニ依頼セズ我ガ力ヲ以テ吾ガ身ヲ健康ニスルモノナリ」³⁶⁾

すなわち、「独立衛生」の概念は、自己の目的をもち、その目的の達成のために科学的真理に基づいて健康ならびに自己の目的を実現する過程を示している。「独立衛生」の概念においては、「我ヲ以テ吾ガ身ヲ支配シ少シモ他ニ依頼セズ我ガ力ヲ以テ百年ノ寿命ヲ保チ大業ヲ成就スルヲ独立衛生トス」³⁷⁾ともあるように、「一身ノ誓願」にかかる「大業ノ成就」のために「百年ノ寿命」を保つべきであるとしており、健康や長寿は自己一身の「大業」のための要件として理解されている。さらに、「故ニ吾等ノ社会ニハ独立衛生ヲ最モ貴重スルコトニテ吾衛生会モ独立衛生ノ道ヲ普ク拡メントスルノ目的ニ外ナラズ」³⁸⁾と述べられ、日本の社会が選択し、普及すべきは「独立衛生ノ道」であるとしている。また、それに関連して、「扱テ又此独立衛生ノ区域ガ弘マルニ從テ治国衛生ノ区域ガ狭バマルモノナリ独立衛生ノ区域ガ弘マレバ弘マル程国ノ文明ハ進歩スルモノナリ」³⁹⁾ともあり、「文明」の進展は「独立衛生」の普及に並行すると論じられている。木戸のこの論説においては、衛生の思想的性格として「独立」すなわち明確な目的意識に基づく自主的な自己の統制・支配の原理が析出されている。

4) 長與専齋の「衛生自治」論への展開

この衛生における「独立」の原理と相関して主張された原理は、「自治」の原理である。木戸の衛生における「独立」の原理が主に個人衛生の領域に適用されるべき原理であることに比して、「自治」の原理は公衆衛生の領域に適用されるべき原理であると考えられる。この衛生における「自治」原理を論じている論説としては、『大日本私立衛生会雑誌』第59号(1888年)に掲載された長與専齋「衛生ト自治ノ関係」を挙げることができる。長與は、同論説の主題について以下のよ

うに述べる。

「余カ衛生トシ自治トスルモノハ所謂公衆衛生ト集合体自治トニ在リテ自己衛生、一己人自治ニハ非ラサルナリ、サレド公衆衛生ノ集合体自治ニ於ケル関係ハ猶ホ自己衛生ノ一己人ニ於ケルガ如ク其関係ノ親密ナル点ニ至テハ毫モ異ナルコトナシ是畢竟自治ト衛生トハ殆ント同一ノ原素ニ抛テ組立テラレタル同一物ナレハナリ故ニ余ハ集合体ノ自治ヲ指シテ直ニ之ヲ公衆ノ衛生ト断言セント欲ス」⁴⁰⁾

この記載においては、衛生活動と自治活動は同一の原素すなわち原理的本質を有しているとし、「集合体ノ自治」はすなわち公衆衛生であると端的に述べている。さらに、その「同一ノ原素」について以下のように記している。

「凡ソ人ノ自ラ愛シ自ラ衛ルノ念慮ハ天然自然ニ具ハルモノニシテ利ニ就キ害ヲ遠ケ我生命ヲ衛護スルモノハ人類ノ天稟ニシテ即チ自己衛生ノ原素ナリ又一個人自治ノ原素ナリ」⁴¹⁾

すなわち、自己の生命を愛し、それを衛ろうとする念慮は天性であり、個人衛生および一個人の「自治」(自己支配)を成立せしめる基礎であるとしている。しかしながら、長與はその状況はほどなく「人事愈々複雑トナリテ一人一己ノ力能ク自愛自衛ノ目的ヲ達スル能ハザルニ至リ遂ニ一簇団結シテ相共ニ捍外護中ノ謀ヲ為サル可ラ」⁴²⁾ざる状態に到るとする。それゆえ、社会変動の複雑化によって個人は自愛自衛の目的を達成するために集団の団結力によってその目的を達成せんとするにいたるとしているのである。その状態が「是レ則チ集合体自治ノ由テ起ル所ナリ」⁴³⁾とする。さらに、以下のように述べる。

「蓋シ人類ハ皆此原素ヲ具有スルカ故ニ集合生活ヲ以テ始メテ安寧幸福ヲ完フスルコトヲ得ルハ実ニ人間ノ原則ナリトス即チ人々各己ニ固有セル自愛自衛ノ念慮ヲ拡充シテ互ニ之ヲ隣里郷

党ニ及ホシ一簇聚落団結シテ他ノ害ヲ防キ己レカ利益ヲ守ルコト手足ノ耳目ヲ擧クカ如クシ以テ其聚落全般ノ幸福安寧ヲ謀ルニ非サレハ自愛自衛ノ目的即チ真正ノ幸福安寧ヲ享受スルコト能ハサレバナリ」⁴⁴⁾

ここでは、「聚落全般ノ幸福安寧」すなわち前述した「集合体自治」の状態への到達が、「自愛自衛」の目的たる「真正ノ幸福安寧」を獲得することに外ならないとしている。次いで、「集合体自治」における衛生実務について述べている。

「抑モ衛生ノ目的トスル所ハ人生ノ無病長命ヲ謀ルニ在テ此目的ヲ達センニハ清浄ナル空気飲水ヲ給スルヲ以テ第一要訣トス之ヲ行フニハ上水ヲ引用シ下水ヲ排除スル所謂衛生ニ大工事及ヒ家屋ノ改良塵芥不潔物ノ掃除等ニシテ道路修繕ノ如キ亦此事業ノ内ニ包含セリ之レニ加フルニ伝染病ノ流行ニ際シテ消毒検疫隔離法ヲ行フテ病毒ノ蔓延ヲ制シ或ハ之ヲ未発ニ防ク等皆今日称スル所ノ衛生上重大ノ事業タリ而シテ各自町村集合体トシテ為スヘキ事業ヲ数フルニ右ノ衛生事業実ニ其大部分ヲ占メ其費額亦最モ夥多ナリトス」⁴⁵⁾

ここで論じられているように、地方衛生行政において担当する公衆衛生活動のほぼすべてが集合体自治の一環としての衛生活動に該当している。この時期の地方衛生制度の核となった「町村衛生委員」制度は、その実務内容の共通性からも自治としての衛生活動を具体化する制度であった点が再認される。さらに、以上の論を総括して次のように論じている。

「既ニ述ブルガ如ク自治ハ人々自愛ノ念慮ノ発動シタル作用ニシテ其拡充シテ集合自治トナリタル以上ハ自治的ノ事業ハ主トシテ衛生事業ナルガ故ニ衛生ノ主義ヲ離レタル事項ハ自治ノ本分ニ非サルナリ若シ此主義ヲ離レ他ニ奔逸スルカ如キコトアラシカ則チ自治ノ解釈ヲ失ルモノニシテ巧ヲ弄シテ拙ヲ為シ幸福ヲ企望シタルノ

結果トシテ禍乱ヲ引出シタルモノト謂ハサルベカラズ斯ノ如ク徹頭徹尾自治トハ衛生ノコトナリトスルハ余カ一家ノ持論ニシテ或ハ附会ノ説ナランモ知ル可ラサレトモ人性ノ本源ニ溯リテ斯ク推究スレハ終ニ右ノ如キ理論ヲ現出セリ此理論ハ余カ一家言タルニ拘ハラズ自治ト衛生トノ関係ヲ欧米諸国ノ事例ニ照スニ亦大ニ其架空ナラサルヲ証スルノ事実アリ」⁴⁶⁾

ここで、長與は総括的に「衛生」と「自治」とは不離の関係にあるとし、「自治トハ衛生ノコトナリ」とまで断じている。これに続いて、同論説では欧米諸国の公衆衛生活動における自治的性格を分析している。その検討に基づき、「自治トハ衛生ナリト云フ説ハ余カ一家言ニ非ズ亦敢テ附会ノ空説ナラザルヲ信スルニ足ルベシ」⁴⁷⁾と述べ、自身の所説を欧米の事例によって補強している。

長與の提唱する「衛生」における「自治」の原理は、概言すれば「自愛自衛」すなわち自己の生命と健康に対する配慮とそのための自主的保護の思想であり、基本的には在来の養生思想と同義であるとし得る。この点は、前述した木戸の「衛生」における「独立」の原理もまた同様である。すなわち行政上の諸施策に依存せず、自主的な自己統制・支配による個人の健康形成もまた自己の健康と目的意識の「自治的」過程であると同時に、その自己統制的要素は在来の「養生」思想と共通していると解し得る。以上に検討したように、「衛生」における「独立」の原理も「自治」の原理も、個人と集団と成立基盤は相を異にするが、双方とも「自主的实践」ないし「実践における主体性」を本質的内包としていると考えられる。

本項での検討によって、主に大日本私立衛生会の幹部・主要会員における衛生思想における衛生と社会との関連に関する基調を概観した。この概観を通じて、明治期の衛生思想が内包するいくつかの原理的特質をも示しえた。すなわちそれは、一つには衛生の目的観においては、身体健康と無病長命を追求し、その方法論として在来の養生観を基調とする鍛練主義・節制主義的衛生法をとる視点と国民の健康形成を国家富強に収斂させる

視点の存在である。いま一つには衛生の実践論における西洋近代文化の受容と内化による国民生活の変容を主張する視点と、在来の生活に関する伝統的な価値体系の継承を主張する視点の存在である。そして、前者の論点に関して、在来の養生観を基調とする鍛練主義・節制主義的衛生観と国民の健康形成を国家富強に収斂させる衛生観とを相互に媒介する衛生観として派生した理念が、「利用厚生ノ道」に参画し社会形成を究極の目標とする「漸成」的近代化思想に基づく福祉的衛生観である。これらの論点の存在は、衛生の領域に限らず、明治維新後の様々な生活・文化の領域でみられた。ただし、衛生の領域においては、第一の論点と第二の論点とが相互に関係し、しかも主たる論説者や時期によって微妙に変化したことを指摘できる。また、その展開過程では、「衛生」概念が医学・医療を越えて包括的・総合的に理解された点が認められる。さらにそれを規定する原理として、個人衛生の側面では「独立」すなわち明確な目的意識に基づく自己の統制・支配の原理が、公衆衛生の側面では「自治」すなわち自愛と自衛の精神に基づく集団の自己統制の原理が明確化されていた。

2. 明治20年代の健康思想と国家・社会意識 —社会進化論との結合—

1) 明治期健康思想における社会進化論の受容

一方、明治以降も、従来の健康形成概念であった「養生」の概念と思想にもとづく論説も「衛生」概念と同程度の頻度と実量をもって公にされた。「養生」概念に関わった著述は、明治初年代から明治30年代後半まで比較的長期にわたって刊行されているが、明治10年代中期までの論説では、個人の疾病罹患を未然に防ぎ、健康を維持し、長寿を達成することを目的とする個人利益の確保に論点をおいたものが主流であった。

明治10年代後半に入るとその様相は変化し始める。養生を冠した著述においても明らかな社会意識や国家意識を明確にした論説がみられるようになる。

1886年(明治19年)に著された鈴木玄龍・近

藤清龍による『新編養生訓』²⁰⁾は、著者が在来医学の医師である経歴にも影響され、通俗的儒教思想に依拠したと考えられる記載が比較的多い。例えば、同書の「総論」には次のように記している。

「夫レ人ノ人タル所以ハ身ヲ保チ心ヲ正フシテ以テ天地父母主君聖師ノ四恩ヲ悟リ身ヲ修メ道ヲ行フニ有リ 其身ヲ保チ心ヲ正フスルハ飲食ノ道德ニ有リ 然レバ此身貴ク此道重ンゼザル可ケンヤ 故ニ飲食ノ用法ヲ節ニスルトキハ身体壯健ニシテ心志正直ナリ 以テ天地父母主君聖師ノ洪恩ヲ生業ヲ勤メ孝悌忠信ノ道ヲ行フテ身修マル 身修テ后家ヲ齊フル所以ヲ知ル 家齊テ后ニ国ヲ治ムル所以ヲ知ル 国治テ后ニ天下ヲ平ニスル所以ヲ知ル 皆人倫ノ大義備ハル依テ其源ヲ考フルニ身ヲ保チ飲食ヲ節スルニ有リ」⁴⁸⁾

ここで記述されているのは、儒教古典『大学』中の「八条目」に由来する「修身齐家治国平天下」を實體とする養生観である。

「格物致知正意正心修身齐家治国平天下」の8つの条目からなる人間形成と社会形成を連続的成層的に構成する漸層的世界観に依拠するいわば「漸層的養生観」は、近世期の後世派養生論をはじめとする多くの養生論の基礎理論であった。そしてこの漸層的養生観は、明治10年代後半から20年代にかけて著された養生論にも多く採用されている養生観である。この「漸層的養生観」の基礎は、個人の健康形成が「修身」の一要素として措定され、「修身」の帰結として「家」の安定が、「家」の安定の帰結として国家の統治が、国家統治の帰結として世界の平定が実現する「修己治人」観であった。ただ、『大学』「八条目」では、「修身齐家治国平天下」の4条目の前に「格物致知誠意正心」の4条目が論じられている。『大学』「八条目」は、儒教思想の学問観を集約した思惟であるが、多くの養生論において採録されている部分は、「八条目」のうちのいわば実践的領域に限られている。近代期に著された養生論においては、「格物致知」に象徴される実証的認識は、既に西

洋近代医学の知見によって代替されつつあったと考えられる。

こうした「漸層的養生観」と相関して近代養生論における基本原理の性格に影響を与えた思想として、社会有機体説および社会進化論を挙げることができる。社会有機体説は西欧社会学の祖であるコンテ (A. Comte) によって主唱され、さらに、スペンサー (H. Spencer) はそれにダーウィン (C. Darwin) の生物学的進化論を援用して社会進化論として主唱した。スペンサーの学説は明治4、5年時より紹介されていたが、社会進化論として広く知られるに到った時点は、ほぼ明治10年代中葉からである。彼の主著の一つである“Principles of Sociology”は邦訳され、さらに社会学、哲学、法律、道德等に関する彼の他の著作も漸次邦訳されて、日本の西洋人文科学者に読まれた。スペンサーの影響を受けた日本の西洋人文科学者は外山正一、有賀長雄を筆頭に数多いが、スペンサー理論に多大な影響を受け自身の学説を変更しつつ学界に位置を占めた人物は加藤弘之である。当初、明治期の自由民権思想を支えた「天賦人權説」の擁護者として論を張った加藤は、スペンサーをはじめバックル (H. T. Buckle) やヘッケル (E. H. Haeckel) の論に影響を受けて次第に社会進化論に接近し、『人權新説』(1882)において「優勝劣敗適者生存」の原理を支持するに到った⁴⁹⁾。その思想的転換は、天賦人權論の実践形態としての自由民権運動の抑圧の動向や中央集権的行政機構の整備、および日本における資本主義経済の確立と並行していたと考えられる。

近代養生論における社会有機体説および社会進化論の影響は、主に明治20年代以降の著作において顕著になってくる。紅杏華館主人『一夕養生談』(1891)の冒頭では、以下のように示されている。

「凡テ四肢ヲ使用スルハ精神ヲ使用スルヨリ長命ナルモノナルニ古ヘハ四肢ヲ使用セル時代ニシテ今ハ精神ヲ使用スル時代トナリタレハ短命トナルトテ知識ヲ用ヒサルモノ、ミニテハ社会ヲ維持スル能ハス譬ヘ精神ヲ使用シ危嶮ナル作

業ニ就事スルモ亦命数ヲシテ全カラシメンコトヲ考ヘネハナラス之ニハ衛生ノ道ヲ心得サル可ラス……今ノ世ノ人中々優長ナル生活ハ漸々成リ難ク必竟社会ノ進化スルトコロ又止ムヲ得サルナリ故ニ余ハ健康者ノ衛生法ト病者ノ撰生法ヲ略述シ以テ天命ヲ全センコトヲ慮ル」⁵⁰⁾

この記述においては、人間の活動様式が歴史的に変化しそれが社会の維持を規定している点、および自然的生活は「社会ノ進化スルトコロ」によって行い難くなってきている点が指摘されている。すなわち、「社会ノ進化」なる概念の使用と同時に社会進化の実体に対応する社会的方法として養生法（衛生法および撰生法）が指定されている。さらに、同書の結尾部において、各国の衛生に関する歴史的事項を若干触れた後に以下のように記されている。

「以上ニヨリ見レハ各国皆古ヘヨリ衛生ニ注視シ以テ身体ヲシテ病ナカラシメ天命ヲ全セント欲スルヤ知ルヘシ我政府モ之ニ力ヲ尽クコト甚シク到ル処医学校ヲ設ケ衛生ノ衛生ノ事ヲ講究シ身体ヲシテ益強健ナラシメンコトヲ計レリ身体強健ナラサレハ富国強兵ナル能ハス富国強兵ナラサレハ優勝劣敗ノ間ニ立チ万国ト平衡シ難シ然ラハ衛生ノ事タル国家重大ノ件ニシテ一刻モ忽ニス可ラス若シ夫レ宜シキヲ得ハ人生ノ歓楽ニ来ス一身ノミナラス将ニ一國ニ及ハントス」⁵¹⁾

この記述では、幕末期から明治期にかけての国家経営の理念の一つであった「富国強兵」の前提として身体の「強健」が求められ、その「富国強兵」理念は、「優勝劣敗」原理に基づく国家的規模での生存競争の前提として「漸層法」的に定位せしめられている。

同様の視点からの記載は、月永豊三郎編『養生新編』にもみられる。同書の「自序」には次のように記されている。

「個人ハ国家ノ要素ニシテ個人相集テ国家ヲ成

スハ人ノ能ク之ヲ知ル個人豈忽ニス可ケンヤ国家ノ富強ハ一人ノ力ニアラス一人能ク勇猛ノ将ナルモ隷属ノ士卒強健ニシテ防禦攻撃ノ任ニ堪ヘスハ則チ国家強ナル能ハス一人能ク巨万ノ富アルモ億兆ノ民尪弱業務ヲ執ル能ハス常ニ其救助ヲ仰カハ国家奚ソノ富貴ナランヤ然ラハ則チ国家ヲ泰山ノ安キニ置キ社稷ノ進運ヲ企図セント欲セハ須ラク意ヲ養生ニ注キ俱ニ健康ナラサル可カラス臣民□□国家ニ対スル其務之ヨリ大ナルモノアランヤ」⁵²⁾

この記述においても、国家有機体説に依拠して個人の健康と国家の富国強兵が類比的に把握されている。さらにここでは他書に増して、養生に意を用いて健康であることが「臣民」の国家に対する義務として要請されているが如く記されている。ここでは、養生の目的は、すでに個人の幸福のためではなく、富国強兵の実現とそれによって「国家ヲ泰山ノ安キ」に置き「社稷ノ進運」を遂げる点にもとめられていたとみることができる。

2) 伊東重と「養生哲学」における国家意識

こうした優勝劣敗適者生存の原理を養生論全体の原理として主張した養生思想の典型として、青森県弘前の医師伊東重が提起した「養生哲学」を挙げることができる⁵³⁾。

青森県弘前に、現在も続く特色ある社会活動団体である「養生会」を生み出した伊東重は、1857年(安政4年)9月津軽藩の御典医伊東家久の長男として弘前に生まれ、津軽藩校稽古館の流れを汲む東奥義塾に学び、1880年(明治13年)に大学予備門に入り、1886年(明治16年)に東京帝国大学医学部を卒業した。その後、郷里弘前にて医業を営みつつ、弘前公立病院、青森公立病院院長などを歴任し、弘前の保健医療に大いに貢献した。のみならず彼は医療面のみにとどまらず、教育面では幼児教育の重要性を主張し、1906年(明治39年)に「養生幼稚園」を創設した。同時に政治についても強い関心を示し、1913年(大正2年)弘前市長となり、1917年(大正6年)には衆議院議員も務めた。その活動と志操は地方医家

の範疇を超えるものであったが、1926年(大正15年)8月5日に外遊中のパリにおいて客死した。

伊東は、上記のような活動の過程で、1892年(明治25年)に『養生新論』を著して、「養生学」を創唱し、1894年(明治27年)には、実践団体「養生会」を組織した。さらに、1897年(明治30年)には『養生哲学』を著し、近代日本の衛生思想に伝統的な健康観である「養生」と近代的な社会進化論にもとづく国家観とを接合することによって、「養生哲学」という独自の思想体系を生み出すにいたる。

伊東の説く「養生学(あるいは養生哲学)」は、『養生哲学』に記された伊東の述懐によれば、伊東が東京大学予備門在学中にモース(E. S. Morse)の進化論の講義を聞き、人間が養生しなければならぬ理由は、生存競争、優勝劣敗、自然淘汰の進化論の原理によって解釈しようと悟ったことが養生について考える契機になったとする。モースが東京大学で教鞭をとったのは1877年(明治10年)から1880年(明治13年)であるから、伊東が本当にモースの講義を直接聴講したかどうかは疑わしいが、少なくともモースが紹介した進化論に強い衝撃を受けたことは確かなようである。

伊東は、進化論が示す生存競争と優勝劣敗の原理、そしてそこで展開される自然淘汰は、まさしく人間という生物種の間でも通用することであると考えた。

では、この優勝劣敗の原理を乗り越えるために人間は何をすべきか。そこでなされるべき営みこそが「養生」であると伊東は考えた。

彼の養生思想に関する処女作『養生新論』では、冒頭では以下のように記されている。

「養生トハ如何ナルモノナルヤ、養生ノ目的ハ如何ナルモノナルヤ何故ニ吾人々類ハ養生セサルヘカラサルヤ、古来未タ一定ノ説アルヲ聞カス、世間ノ所謂養生ナルモノハ衣服、飲食、居住ノ注意ニシテ身体ヲ僥略ニセスト云フニ過ギサルカ如シ、今日我邦ノ学者間ニ於テモ一箇人ノ健康ヲ増進スルノ手段ヲ養生ト云ヒ、公衆ニ関スルモノヲ衛生ト云フモノ、如シ、而シテ何

故ニ吾人々類ハ養生セサルヘカラサルヤノ理ニ於テハ、曾テ之ヲ説クモノナシ、但シ往昔ハ養生ヲ孝道ノ一端トシテ守リタルモノ、如シ、……

身体健全ナレハ父母ノ最モ喜フ所ナレトモ、養生ハ偏ニ父母ノ為ニアラサルコトハ今之ヲ・スルヲ要セス、試ニ一歩ヲ譲リ養生ヲ以テ偏ニ父母ノ為ナリトセハ父母ナキ孤独ハ養生ヲ勉ルニ及ハサルカ、是レ大ニ見易キ点ニシテ、其誤見ナルコト論ヲ俟タス、果シテ然ラハ、何故ニ吾人々類ハ養生セサルヘカラサルヤ更ニ深く研究セサルヘカラス⁵⁴⁾

ここでは、他書における養生の実体が衣服・飲食・居住等の節制や管理に重点を置いている点を指摘し、養生の目的論として孝道を措定する論に対して疑義を呈している。次いで、

「抑モ進化論一タヒ出テ、以来、生存競争優勝劣敗ノ理、昭々火ヲ見ルカ如ク、敢テ爰ニ喋々スルヲ用キス、少シク教育アルモノハ、之疑フモノニアラサルヘシ然ラハ鳥ニ羽翼アルカ如ク獸ニ爪牙アルカ如ク、吾人々類モ亦タ競争ノ利器ナルヘカラス、而シテ其ノ利器ハ吾人々類ニ於テ鳥獸ノ如ク簡単ナラス、衣服、飲食、筋骨、智慮等千差万別頗ル複雑ナリト雖トモ之ヲ大別スレハ、俗間ノ所謂金トカト分別ノ三者ニ過キス余今其ノ意ヲ括メテ、之ヲ資力、体力、脳力ト名ケ、之ヲ総括シテ人類ノ競争力ト称ス⁵⁵⁾

この記述においては、「生存競争優勝劣敗」の原理を肯定的に理解かつ援用し、優勝劣敗の人間間の競争を制する能力として「金」と「力」と「分別」、すなわち財力と体力と知力を挙げて、これらの包括的概念として「人類ノ競争力」なる概念を提示している。ここで同書では、ただ前記の3力ないしその包括的概念である「人類ノ競争力」があるだけでは不十分であるとし、これに「余裕」がある必要を論じている。換言すれば、「予備力」概念に近接した発想と考えられる。すなわち、次

のように説く。

「今、物ノ衝突ニ当テ破損ナカラシメント欲セハ、必ス其ノ間ニ余裕アルヲ要ス、有形無形皆ナ然ラサルハナシ、然ラハ吾人々類ハ資力、体力、脳力ノ三者ヲ欠キテ競争スル能ハス、競争ニ当テ優勝劣敗ノ勢ヲ制セント欲セハ、此三力皆ナ共ニ余裕ナルヘカラサルノ理ヲ知ルヘシ、而シテ其ノ余裕ヲ生スルノ道ハ各自或ハ専門ノ人ニ質シ、或ハ其ノ書籍ニ就テハ研究工夫スルヲ要ス、今、資力ニ余裕ヲ生スルノ工夫ヲ養財ト名ケ体力ニ余裕ヲ生スルノ工夫ヲ養体ト名ケ、之ヲ総称シテ養生ト名ク、是レ吾人々類ノ勉ムヘキ真ノ養生ナリト信ス、……

此ノ故ニ養生ハ生存競争優勝劣敗ノ原理ニ本ツキ其ノ目的ハ競争力ニ余裕ヲ生スルニアリ⁵⁶⁾

この記述においては、前記3力に「余裕」を生じせしめる活動はそれぞれ「養財」「養体」「養神」の各概念に分節され、その包括的概念として「養生」概念が措定されている。同書においては、養生は「生存競争優勝劣敗ノ原理」に基づき、その目的を「競争力ニ余裕ヲ生スル」点に置かれていた。この論は、既存する「無病長生」を至高の目的とする養生観とも忠義孝道を養生の論拠とする養生観とも異なっている。伊東が同書を『養生新論』と題した所以である。

伊東の『養生哲学』では、『養生新論』と同様の論旨ながら、さらにその理論を体系化し、「養生学の一科学を構成せんことを企図せり⁵⁷⁾」として題も『養生哲学』と題している。『養生哲学』では、前書に比してさらに西洋近代科学の知見が導入されている。例えば、前書において養生によって生ずるとされた「余裕」の概念は、同書では、

「平生起居飲食を慎み、衣服居宅の善悪を撰み、適宜の運動を営み、体力に余裕を存し置くは、即ち体内に位置の「エネルギー」を造り置くものにして、一朝不慮の災難、不時の艱苦に遭遇

するも、是れを運動の「エネルギー」に変じて、よく災難艱苦に堪へ、遂に疾病若しくは死亡を免るゝことを得べし⁵⁸⁾

とあるように、「エネルギー」と解されている。この事実は「エネルギー」概念の理解についての不備は指摘し得るものの、養生の科学性の強調を企図していた経過を示唆している。

伊東は、以上の論を前提として、前記の「資力」「体力」「脳力」の3力の均衡によって優勝劣敗原理の「競争場裡」において生存し得るとしている。すなわち、「資力」の不足は「体力」と「脳力」によって補い、「体力」の不足は「資力」と「脳力」によって補い、「脳力」の不足は「体力」と「資力」によって補い得るとするも1力の不調が他の力に及ぼす点、2力の不足は生存不能となる点、3力は鼎足の如く円満に備わるべき点を説いている。また、3力間の関係を説明する際に、心身関係、労働、商業、学問等の養生における、さらに人間における意義を解説している。

また、同書の結尾部に近い箇所では国家と前記3力の関係を論じているが、そこでは、「国家は生活せる有機体なり⁵⁹⁾と明確に国家(社会)有機体説を採り、また「国家は人体的なり⁶⁰⁾として、国家と人体を類比的に把握している。したがって、個体において適者生存優勝劣敗の原理を論じたと同様に、国家間にも優勝劣敗原理が働く点を指摘し、これに応ずるために国家も個体と同様に「競争三力」を具備すべきであるとする。すなわち、

「而して競争場裡に立って劣敗の禍を免れ優勝の勢を制せんと欲せば、競争三力皆共に余裕あるを要すること毫も人類と異なることなし。例之ば列国の間に介立して他邦の凌辱を防ぎ、国権を張り亡国の禍を免れ一国の独立を維持せんと欲せば、教育を普及せしめ忠君愛国の思想を鼓舞振作して国家脳力の余裕を養存せんことを務め、武を講じ兵を練り、国家体力の余裕を養存せんことを務め産を興し農商を勤め、国家資力の余裕を養存することを務めざるべからず。」⁶¹⁾

「然るに今国家の脳、体、資三力は人民各自の脳、体、資三力の合計にして、国家三力の余裕は亦人民各自三力の余裕の合計たりとせば、一人一身の養生は恰も国力の消長に関係するものなり。故に一国の富強を欲せば先づ一人一身の養生を基とせざるべからず。……然らば一人一身の養生は自己の為めのみならず国家に対するの義務として守らざるべからず、又四千万の同胞に対するの道德として実践踐行を務めざる可らず。」⁶²⁾

ここで顕著になっている点は、個体の養生と国家の「養生」とが同一の原理によって論じられ、他書にみられた「漸層」的養生観を内包しつつ、養生が国家に対する義務とされ、同胞に対する道德として定位せしめられている点である。しかも、国家における3力が教育・軍備・殖産興業の3領域、すなわち明治国家の政策的重要な課題に対応している点は、国家形成の概念が養生概念と同義的に把握されていた点をより明瞭に示唆している。

3. 後藤新平の衛生思想における 社会・国家意識

近代衛生論において、近代衛生の基本原理の理論的機序や背景を体系的に論じた書としては、後藤新平『国家衛生原理』(1889)が夙に知られている。同書の内容については、既存の研究によって検討されているため⁶³⁾、本論では詳述しないが、近代衛生論の原理的領域を特定の論じた書としては最も体系的であったことは再言を要しない。そして、その思想的基盤に社会有機体説があったことは明らかである。

「輓近国家学モ亦其基礎ヲ生物学ニ取ラサルヘカラストノ説ハダアウキン氏ノ説ヲ紹述シ来ル科学ノカナリ彼ノ空理妄談ヨリ流レ来ルモノニ非ス且国家ハ実ニ至高ノ人体ナリ実ニ至尊ノ有機体ナリト為セリ其説更ニ一転シテ此ニ国家衛生原理ノ起源即新顕象ノ起源トナレリ」⁶⁴⁾

後藤は、ここで国家学の基礎は生物学に採るべきとする説は、ダーウィン進化論に依拠する科学的所説であるとし、それは国家が人体と同様の有機体でありより至高な実体であるとする以上、その説すなわちダーウィン進化論は、国家における衛生の原理として機能し得ると述べている。以上の論は、近代養生論における「漸層」的養生観とほぼ同義であり、社会有機体説ならびに社会進化論、就中「優勝劣敗」概念の理解もまた近代養生論と同様である。

後藤の国家の衛生原理に関する見解は、ここからさらに展開する。言うまでもなくそれは後藤の創見のみならず、むしろ多分に西洋近代衛生学ないしは国家政策学からの引用を含んでいたと思われるが、その理論は、同時期の近代養生論にも、また他の近代衛生論や衛生学書にもみられない思考の系統性を有している。後藤は、「人類畢生ノ行為」は、「千差万態ニ渉ルカ如キ」といえども、「心体ノ健全発達ニ満足ナル生活境遇即生理的円満 (Physiologische Integrität) 生理的円満トハ神心及五官ノ感覚肢体ノ動作生殖給養ノ機能健全ニシテ外来ノ害因ヲ節制シ生活上不足ナキヲ謂フ」を享有することを目的とするものであるとし⁶⁵⁾、この「生理的円満」を希求して活動に努力する個体の「一種ノ天性」を「生理的動機 (Physiologische Trieb)」としている⁶⁶⁾。ここでの「生理的円満」が「健康」概念、「生理的動機」が「本能」概念をそれぞれ意味している点は明瞭である。さらに、

「嗚呼人事一トシテ生理的動機ノ力ニ関セサル者ナキコトハ恰モ百科ノ學術尽ク数理ニ関セサルモノナキカ如ク然リ衛生ノ関係スル所豈大ナラスヤ故ニ衛生法トハ生理的動機ニ発シテ生存競争自然淘汰ノ理ニ照準シ人為淘汰ノカヲ加ヘテ生理的円満ヲ享有スルノ方法ヲ総称スルモノナリ」⁶⁷⁾

と記して、衛生の定義を本能から発して自然淘汰の過程と人為的淘汰の過程を経て健康を享有する方法体系である規定している。さらに後藤は、「生理的動機」から「生理的円満」を媒介する衛生法

を以下のように分節し、その内包を説明している。



此系譜ニ由テ之ヲ観レハ平時衛生私法ニ二種ノ別アリ一ハ直接衛生私法ニシテ其意味至テ狭シ故ニ狭義 (又ハ固有又ハ局意) 衛生私法ト名ツク所謂養生法之ナリニハ間接衛生私法ニシテ其意味極メテ広シ故ニ広義 (又ハ汎意) 衛生私法ト名ツク各人ノ修ムヘキ道德、學術、農商、工業等ノ事是ナリ平時衛生公法に二種ノ区分アリ一ハ直接衛生公法ニシテ其意味至テ狭シ故ニ狭義 (又ハ固有) 衛生公法ト云フ所謂衛生制度 (即衛生事務及衛生警察) 是ナリニハ間接衛生公法ニシテ其意味極メテ広シ故ニ広義 (又ハ汎意) 衛生公法ト云フ政府ノ立法、行政等之ニ属即上下院、内外務、農商務、教育、司法、兵事等ヲ包含ス以上皆其本ハ国民ノ体中ニ有スル生理的動機ニ発シテ分レテ生理的円満ヲ得ルノ方術トナルモノニ非サルハナシ (中略)

而シテ之 (伝染病の消毒や看護医療等の「仁慈ノ行為」一引用者) ヲ一家族ノ為メニ個人ヲシテ行ハシメハ直接非常衛生私法ニシテ職權上ヨリ之ヲ行フトキハ直接非常衛生公法ニ属シ他語ニテ之ヲ言フトキハ所謂忠君愛國ノ行為トスヘキニ非スヤ若シ兇賊ノ闖入シタルトキ之ヲ防禦シ福寿ヲ保護セント欲シテ一身ノ危険ヲ忘レ遂ニ一命ヲモ顧ミサルカ如キ又往昔封建ノ世ニ在テ罪ヲ国君ニ得テ其禍闔族ニ及ントスルニ方リ血族ノ福寿ヲ保護センカ為即家禄ト家名トヲ維持センカ為ニ屠腹シタルカ如キ是皆間接非常衛生私法タリ而シテ一國危急存亡ノ秋ニ際シテ軍人軍属ノ死ヲ以テ社稷ヲ維持スルハ間接非常衛生法ニ属スヘシ能ク此等ノ因果ヲ尋究セハ生物世界凡百ノ事到底衛生ノ一理ニ帰納セサル

ハ無シ人類亦生物ノ一ナレハ一人ト国家トヲ論セス大小ノ行為ニ於ケル最終ノ目的ハ生理的円満ニ在ルヤ疑無シ故ニ凡天下ノ人事タル始メハ衛生ノ一理ニ出テ中頃散シテ万事トナリ末復合シテ此一理ニ歸ス其循環窮リナキ蓋天真ノ道タリ」⁶⁸⁾

この「衛生法」概念の分節にこそ、後藤が構想していた衛生の原理が端的に示されている。ここで指摘すべき点は、平時の「直接衛生私法」が「養生法」として把握されていることに対し、平時の「間接衛生私法」が個人の修得している道徳や学術、産業の活動それ自体であるとしている点である。同様に、平時の「直接衛生公法」が衛生事務・衛生行政とされていることに対し、「間接衛生公法」が一般行政総体を指して呼称されている。すなわち、後藤の構想した衛生活動は、単に従来の健康形成に関する個人および社会・国家の活動にとどまる活動ではなく、広く個人と社会の政治的・経済的・文化的諸活動を包括する活動として措定されていたとし得る。換言するならば、実体として推移している個人と社会（「公」「私」）の諸活動を包括的かつ有機的に統合して、その実体を「衛生」概念によって抽象化する過程が、後藤の主張する衛生原理であると解し得る。後藤においては、前述の「天下ノ人事タル始メハ衛生ノ一理ニ出テ中頃散シテ万事トナリ末復合シテ此一理ニ歸ス」との記載に明瞭な如く、「衛生原理」が個人と社会に関わる諸現象・諸活動を総合的かつ優先的に規定する原理として把握されていたと考えられる。

このように、後藤が構想した「衛生原理」は、きわめて広い適用範囲を有しており、人間活動全般を包括する基本的原理として性格づけられた。さらに、この「衛生原理」が適用されるべき人間生活を本質的に規定する原理として、社会進化論的な「優勝劣敗」原理が想定された点に後藤の国家衛生原理の特質を見出すことができる。すなわち、「第十章 善悪正邪ト衛生」においては以下のように記されている。

「由是觀之ハ本来社会ノ事物ニ就テ正邪曲直ノ定ル所ハ一社会ノ健全生活ヲ営ム（即生理的円満）ニ適スルト否ラサルトニ在リト云ハサルヲ得ス加之生死其正ヲ得ントスルモ亦衛生ヲ外ニシテ其標準トナスヘキ道ナシ果シテ然ラハ生物世界ハ各自ノ生活保続ニ宜キ者ハ進テ之ヲ取り否ラサル者ハ之ヲ避ケ且之ヲ除クヲ以テ正理ト看做スヘキモノニシテ畢竟生物世界一般ニ於ケル正理公道ノ本源ハ其衛生ノ目的ニ適スルニ在リトナスハ実ニ至当ノ言ナルヘシ而シテ其生物中殊ニ動物界ニ在リテ上文既ニ述フルカ如ク各種族ノ衛生ニ適スル所ノ者ヲ選ミ進テ之ヲ取ルカ故ニ各種ノ動物互ニ各自ノ衛生ニ適スル所ノ者ヲ争フハ正理ニシテ固ヨリ不善ニアラサルナリ遂ニ彼ヲ役シテ我ヲ利シ或ハ彼ヲ殺シテ我ヲ益ス此競争ハ独リ種族ノ異ナル動物間ニ於テ見ルノミナラス下等寄生物ト上等動物殊ニ人類トノ間ニ行ハレ或ハ同種族ノ動物各個ノ間殊ニ人類社会各人ノ間ニ於テモ亦行ハル、者ナルカ故ニ優者ハ勝チ劣者ハ敗ヲ取り弱ノ肉ハ強ノ食トナル所謂生存競争是ナリ」⁶⁹⁾

この記述によれば、生物社会における諸現象の「正理公道」すなわち自然のおよび道徳的整合性は、「生理的円満」を達成する「衛生」原理に適合するか否かに存在するとし、その「衛生」原理への適合を目的とするならば同種族間の競争も自然的・道徳的に整合性があるとし、それは「優勝劣敗」「弱肉強食」の原理に外ならないとしている。ここで用いられている「衛生」概念は、既述した如き包括性を有しつつ、さらに「優勝劣敗」「弱肉強食」原理に対応して「自衛」的性格が加味されていると把握し得る。ここでの「自衛」概念は「養生自衛」の用例（例えば『虎列刺予防論解』等）において示されるように「養生」概念と相補的に用いられたが、「衛生」概念との間であってもその自己個体および自己種族の保存を目的とする点において、同じく相補的關係にあったと考えられる。さらに述べるならば、後藤の構想した「衛生」原理は「自衛」的側面を方法的には内包しつつも、「優勝劣敗」原理に規定される社会を

前提として成立する構造を有していたとし得る。

後藤が主張するような「優勝劣敗」原理を前提とした「衛生」原理の下では、一般的には階級分化と貧富の格差を増大させる傾向を帯びると考えられる。その点について、同書の「第十二章 国家ノ創立」では以下のように記されている。

「今人々相集マルトキハ仮令其人員小数ナルモ各自ノ体力及心性ニ於テ自ラ大小、長短、強弱、賢愚ノ差ナキ能ハス之ニ由テ人々ノ間ニ不平等ヲ生ス即チ社会是ナリ此社会ニ於テ自然ノ競争ヲ生シ劣者自ラ優者ノ為ニ制セラレ且其保護ヲ仰カサルヲ得サルニ至ル而シテ優者主権ヲ掌握シテ統一ノ效ヲ奏スルトキ此ニ国家創立ス……又其主権ヲ掌握スル優勝者ハ世人ノ想察スルカ如ク単ニ強悍猛勇ナルノミニ非ラスシテ其社会ノ公益ヲ図リ之ニ加フルニ一身ノ利益ヲ謀リシナルヘシ必ス一國ノ祖宗タル優勝者ハ其力衆ニ卓越シテ敵ナキニモ拘ハラス敢テ擅横ノ行ヒナク其社会一般ノ人民ニ対シテ寛裕ヲ旨トシ敢テ多数人民ノ所望及利益ニ反戻スルノ処置ナク以テ以テ能ク小数人民ノ失望ト慊情トニ代償スヘキ政略ヲ布キ其徳望甚タ盛ニシテ能ク一般ノ福寿ヲ保護シ恩威並ヒ行ハル、ニ由テ其位置ヲ保有セシナルヘシ」⁷⁰⁾

ここでは、「優勝劣敗」の生存競争の結果、体力や知力の差によって「優勝者」と「劣敗者」が分かれ、後者は前者の保護を得、前者は「主権」を掌握して社会を統一する時に「国家」が成立するとされている。しかしながら、「優勝者」は、その力を持って専横に傾かず、人民に対して寛容かつその利益を守り、少数の人民の失望を慰撫すべき政治をなすことによって優勝者としての位置を保ち得るとされている。後藤においては、「優勝者」は「恩威」両面から一般人民に接するべきであると考えられているのである。したがって、国家と人民の関係についても、

「蓋シ国家ト称スル特殊ナル社会ノ形状ハ之ヲ組織スル人民ノ為メニ（之ヲ詳言スレハ人民ノ

衛生ノ為メニ）現存スル者ニシテ国家自体ノ為メニ人民ヲ棲息セシムルニアラス故ニ唯国家ヲ組織スル人民アリテ初メ其国家ヲ現存スヘキ者ナリ」⁷¹⁾

と述べられており、国家に対する人民ないし人民の衛生の優越性を論じている。後藤において、ここで示された国家に対する人民の衛生の優越性が如何なる程度で確信されていたかについては断定的に述べ得ないが、彼の「優勝者」による「恩威」両面からの寛容な政治と人民の衛生の優越を主張する見解は、きわめて楽観的な国家と人民の関係に関する思考とし得る。少なくとも、彼は「優勝者」と「劣敗者」の間に生じると予想し得る階級分化に起源する諸矛盾は「優勝者」側の道徳的自制によって回避し得るととらえていたと考えられる。

そして、「優勝者」による「劣敗者」の保護と統制を担う実務的制度として、衛生局官僚としての後藤の名と共に知られている構想が「衛生警察」概念である。彼は、既に1878年（明治11）に衛生局長であった長與専齋に対して「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」と題する建言書を提出しており、「衛生警察」なる概念は後藤が早くから関心を寄せていた概念である。『国家衛生原理』では、「第十五章 警察ノ職務並警察ト事務トノ関係」「第十六章 警察ノ分類及交互ノ関係」において、衛生警察構想の概要について記されている。そこでの「警察」概念は、公安・捜査・警備的機能などによって代表される一般的「警察」概念よりも広い範囲を有しているが、「其事項ハ防護ト勸奨トノ目的ニ過キス」⁷²⁾とあるように、言わば「行政管理」および内務行政一般の実務的内容を指して用いられていたと考えられる。

後藤は、岐阜事件において負傷した板垣退助の治療にあたった縁から自由党と関係をもっていた。したがって、その「民権」論的思考は前述の人民の国家に対する優越性の主張などにその一端を窺い得るが、少なくとも天賦人權論を基礎とする限りでの「民権」論と生物進化論を単純に適用した「優勝劣敗」思想はその本質において相容れない。また、同書刊行時には自由党も解党し、自

由民権運動は「大同団結運動」としてその性格が変容しつつあった。『国家衛生原理』の論旨全体において、民権の思考が大きな影響をもったとは考え難い。むしろ、同書の「第五編 衛生と理財トノ関係」において述べられている主旨は、人民の健康と資本増殖の関係、人民の健康と労働力確保等であり、いわゆる「国権」論的思考がみられる。後藤は、「第二十四章 健康ノ値並ニ古今ノ衛生費」において、イギリスの衛生統計学者ファア（W. Faar）の説に依拠して、

「抑々人口ノ経済上ニ必要ナル所以ハ人口少ナケレハ土地、家屋、鉄道、鉱山ノ如キモ十分ノ価格ヲ呈スルコト能ハサルニ在リ又一國ノ資本ヲ増殖スルハ生産的ノ人員増加スルニ随テ器械力等ヲ使用スルニ在リ之ニ反シテ一國ノ資本ノ減少ハ人口ノ減少ニ随テ生産ノ原力ヲ失フニ在リ」⁷³⁾

との説を支持している。そして、「又此等ノ労働者ノ経済上価値ハ其健康ト其長寿トニヨリテ生ス健康長寿ヲ得ルニ非サレハ十分ノ所得及事業ノ大成ヲ得ヘカラサレハナリ」⁷⁴⁾と述べ、労働者の健康と長寿を労働力の経済的価値に即して理解している。また、植民地経営についても「近年殖民ハ本国ニ於ケル資本ノ値ヲ増加スルコトヲ発見セリ」⁷⁵⁾との説に同意している。これらの「健康ノ価値」説等は、他の近代養生論や近代衛生論における「富国強兵」論と基本的には通底している。しかしながら、後藤の主張した衛生原理が、主に「国権」論的思考によって立論されていた点は否定し得ないにせよ、彼が主張した衛生原理には、それまでの近代衛生論にはみられない人間活動全般を衛生活動と把握する「衛生」概念の包括性が内包されていた。その点は、第1章で検討した化政期養生論の一部の著作における「養生」概念の総合性・包括性と類似の傾向であると考えられる。

後藤の衛生思想に対しては、特にその「健康ノ価値」説等を指摘しつつ富国強兵理念と資本主義的経済体制に理論的基礎を付与する論説と解する

見解が示されていた⁷⁶⁾。その見解は、明治20年代以降の日本の官僚制行政制度の整備と軽工業を中心とした第1次産業革命の成立の事実からみれば、基本的には妥当である。だが、後藤の『国家衛生原理』では、他の近代衛生論や近代養生論が衛生活動の「公」「私」区分や方法論における直接性・間接性の別を中心にした原理によって記述されているのに対して、より広汎な外延と内包を有する「衛生」概念によって構成されており、単に技術的側面に限定されない公共政策としての衛生活動が構想されていたと考えられる。言うまでもなく、彼の構想にはドイツの初期社会衛生学やシュタイン（L. von Stein）の国家政策学からの影響が明瞭であるが、「衛生」を近代的公共政策の視点から理論的に体系化した点は、日本における先進的知見であったととらえられる。それは、若干の理論的厳密性に欠ける点や楽観的予見を含むにしろ、西欧化があらゆる側面において浸透した明治20年代における、西欧科学・文化の受容を基礎とした体系的な「近代」思想の一典型として考えられる。

以上で検討したように、近代衛生論における基本原理は、衛生活動の領域論における「公」「私」区分論や方法論における「直接」「間接」区分論、および近代養生論においてもみられた社会進化論に影響を受けた「優勝劣敗」原理を中心として構成されていた。そこにおいては、従来の「養生」概念は、個人の心身の摂生に関わる概念として、その内包が限定的に理解されていた。それに対して、実体としての衛生制度の整備や衛生活動の実施、および生活様式の西欧化に伴い、「衛生」概念はその適用範囲を拡大し、単なる健康形成を目的とする公私の活動を指す概念から、健康形成をも包括しかつ行政作用によるより広汎な国民生活の実態把握と組織的対応をなす「公共政策」を指す概念へと移行しつつあったと考えられる。この意味から論ずるならば、明治10年前後から20年代にかけての衛生論の基本原理の性格は、近代思想の展開過程の性格を象徴していると思われる。すなわち、「公」と「私」の範疇に人間活動の諸事象を分節しつつ、「公」の範疇に属する事象の

理論化が「国家」や「社会」の実体に即して先行してなされ、「私」の範疇に属する事象の理論化が徹底しなかったのである。個人ないし個人の生活過程における「衛生」の原理がいかなる機序・構造を有するか点についてのより精深な省察が必要であった故に、個人の健康形成を示す概念として「養生」概念がなお定位していたと考えることができる。

結 語

以上で考察した近代日本の健康思想の基本原則を総括するならば、次の点に要約することができる。

- 1) 近代日本における健康思想は、総体的には近世期以前の養生論と同様に、個人における身体および精神の健康の形成および維持を包括的な目的としていた。ことに明治前期の養生論における目的論は、通俗的儒教道徳に基づく生命・身体の至高性が健康思想の前提とされていた。また、依然として養生は健康形成の主要概念として位置づけられていた。また、その養生における本質は、「予防的」養生がその本質と解釈され、そこでの「健康」観が「無病」をもってその実体とされていた。
- 2) 明治10年代後半以降の健康思想の基本原則は、通俗的儒教思想の影響を内包しつつも、西洋近代医学をはじめとする諸科学の概念が援用されて、その科学的整合性が企図された。すなわち、「健康」概念や「生活」概念を生体と環境の相互作用を基礎としつつ理解していた。近代衛生論においては、具体的内容への西洋近代医学の影響が先行し、その動向が概念・総論に徐々に影響したと推考される。
- 3) 個人の健康形成が「修身」の一実体要素として措定され、「修身」の帰結として「家」の安定が、「家」の安定の帰結として国家の統治が、国家統治の帰結として世界の平定が実現する「修己治人」観を基礎とする「漸層的養生観」は、近世期の後世派養生論をはじめとする多くの養生論の基礎理論であったが、明治10年

代後半から20年代にかけて著された養生論にも多く採用されている養生観であった。

- 4) 「漸層的養生観」と相関して近代日本の健康思想における基本原理の性格に影響を与えた思想的動向は、ダーウィン、コント、スペンサーらの影響による社会有機体説および社会進化論である。そこでは、個人の健康形成を目的とする個体の養生と明治期の国家経営の理念の一つであった「富国強兵」を実体とするいわば「国家の養生」とが共に優勝劣敗原理によって説明されていた。さらに、その「富国強兵」理念は、「優勝劣敗」原理にもとづく国家的規模での生存競争の前提として「漸層的」に位置づけられていた。

前記の諸点のうち、1) から3)、さらに4) は、近代養生論の目的論を示す要点であるが、1)・3) は広義の通俗的儒教思想の系に属する目的論である。それは、各著作において若干の論理上の差異は存在するものの、概して等質的に内包されている原理であり、また多くの近世派養生論における目的観とも概ね共通していた。これに対して、4) は前2者とは相対的に区別される、西洋社会の歴史的発展を基礎に考察された社会有機体説および社会進化論を基礎とする目的観である。したがって、前2者と後1者の間には、養生観における古代中国思想に由来する道徳主義的範型から西洋近代思想に由来する功利主義的範型への移行が示唆されていると考えられる。

しかも、ここで特筆すべき点は、前述のような、原理的基礎の相違が存在するにもかかわらず、古代中国思想に由来する道徳主義的養生概念と西洋近代思想に由来する功利主義的衛生概念の目的が、共に個人の健康形成から富国強兵理念へと「漸層的」に帰結している点である。そこには、明治期の近代的な個人の主体的形成を社会・国家の組織的形成の基盤とする意図が、西洋近代の思想・科学とその支持勢力によって整合性を付与されるとともに、在来思想文化とその支持勢力を媒介としつつ増殖されていった過程が描出されていると考えられる。

註

- 1) この時期の近代日本における衛生思想、健康思想の分析については、a, 鹿野政直. 健康観にみる近代. 東京: 朝日新聞社; 2001. b, 新村拓. 健康の社会史—養生、衛生から健康増進へ. 東京: 法政大学出版局; 2006. c, 笠原英彦・小島和貴. 明治期医療・衛生行政の研究—長与専斎から後藤新平へ. 京都: ミネルヴァ書房; 2011. を参照.
- 2) 佐野常民. 祝辞. 大日本私立衛生会雑誌1883; 1(社会保障研究所編. 日本社会保障前史資料 I 保健・医療(上). 東京: 社会保障研究所; 1981; p.29-30).
- 3) 三宅秀. 本邦衛生ノ由来. 大日本私立衛生会雑誌1883; 1, p.46-47.
- 4) 柴田承桂. 衛生上公私ノ区域如何. 大日本私立衛生会雑誌1889; p.71.
- 5) 長与専斎. 発会祝詞. 大日本私立衛生会雑誌1883; 1(社会保障研究所編. 日本社会保障前史資料 I 保健・医療(上). 東京: 社会保障研究所; 1981; p.30-31).
- 6) 長与専斎. 衛生誤解ノ辨. 大日本私立衛生会雑誌1883; 2; p.27-28.
- 7) 同前, p.29.
- 8) 同前, p.30.
- 9) 同前.
- 10) 同前.
- 11) 同前.
- 12) 同前.
- 13) 同前, p.30-31.
- 14) 同前, p.31.
- 15) 同前.
- 16) 同前, p.32.
- 17) 同前.
- 18) 長与専斎. 文明ト衛生ノ関係. 大日本私立衛生会雑誌1883; 4; p.32.
- 19) 同前, p.38.
- 20) 同前, p.33-34.
- 21) 同前, p.35.
- 22) 同前, p.36.
- 23) 同前, p.33.
- 24) 同前, p.35-36.
- 25) 同前, p.36-37.
- 26) 大澤謙二. 衛生ノ一端. 大日本私立衛生会雑誌1886; 40; p.17.
- 27) 同前, p.18-19.
- 28) 大澤謙二. 人生ノ福祉ハ健康ニ在リ. 大日本私立衛生会雑誌1889; 76; p.716.
- 29) 木戸麟. 獨立衛生ノ説. 大日本私立衛生会雑誌1886; 32; p.45-46.
- 30) 同前, p.46.
- 31) 同前, p.47.
- 32) 同前.
- 33) 同前.
- 34) 同前, p.47-48.
- 35) 同前, p.49.
- 36) 同前, p.46.
- 37) 同前.
- 38) 同前, p.49.
- 39) 同前.
- 40) 長与専斎. 衛生ト自治ノ関係. 大日本私立衛生会雑誌1888; 59; p.260-261.
- 41) 同前, p.261.
- 42) 同前.
- 43) 同前.
- 44) 同前, p.262.
- 45) 同前, p.265-266.
- 46) 同前, p.266-267.
- 47) 同前, p.272.
- 48) 鈴木玄龍・近藤清龍. 新編養生訓. 東京: 鈴木玄龍; 1886; p.3-4.
- 49) 加藤の思想的性格、特にその思想的転換については、米原謙. 日本近代思想と中江兆民. 東京: 新評論; 1986; p.43-70. において詳述されている. その他、吉田曠二. 加藤弘之の研究. 東京: 新生社; 1976. および、渡辺和靖. 増補版 明治思想史. 東京: ペリかん社; 1985. を参照.
- 50) 紅杏華館主人. 一夕養生談. 愛知: 西尾重; 1891; p.2-3.
- 51) 同前, p.37-38.
- 52) 月永豊三郎編. 養生新編. 東京: 月永豊三郎; 1897; p.2-3.
- 53) 伊東の履歴、事績については、a, 伊東六十次郎編. 伊東重と養生会—新民族主義の基礎原理. 青森: 養生会; 1965. b, 松木明・松木明知. 続・津軽の医史. 青森: 津軽書房; 1975. c, 財団法人養生会編. 養生会100年史. 青森: 財団法人養生会; 1994. を参照.
- 54) 伊東重. 養生新論. 東京: 南江堂; 1892; p.1-2.
- 55) 同前, p.2-3.
- 56) 同前, p.5-6.
- 57) 伊東重. 養生哲学. 東京: 南江堂; 1897; p.4.
- 58) 同前, p.39.
- 59) 同前, p.109.
- 60) 同前.
- 61) 同前, p.119-120.
- 62) 同前, p.120-121.
- 63) 後藤新平および『国家衛生原理』についての主な研究、記載として以下の文献が挙げられる.
a, 鶴見祐輔. 後藤新平 第1巻. 東京: 後藤新平伯伝記編纂会; 1937(復刻. 東京: 勁草書房; 1983).
b, 信夫清三郎. 後藤新平—科学的政治家の生涯—. 東京: 博文館; 1941.
c, 野村拓. 国民の医療史. 東京: 三省堂; 1977; p.123-126.
d, 三浦豊彦. 労働と健康の歴史 第2巻. 神奈川: 労

- 働科学研究所；1980；p.173-190.
- e, 日野秀逸. 健康と医療の思想. 東京：労働旬報社；1986；p.71-79.
- f, 鶴見祐輔. 正伝後藤新平 第1巻. 東京：藤原書店；2004.
- 64) 後藤新平. 国家衛生原理. 東京：後藤新平；1889 (社会保障研究所編. 日本社会保障前史資料 I 保健・医療 (上). 東京：社会保障研究所；1981) p.83. (以下の引用は原典と対応させながら, 社会保障研究所所収版を引用している.)
- 65) 同前, p.84.
- 66) 同前.
- 67) 同前.
- 68) 同前, p.86.
- 69) 同前, p.94.
- 70) 同前, p.95.
- 71) 同前.
- 72) 同前, p.98.
- 73) 同前, p.105.
- 74) 同前, p.106.
- 75) 同前.
- 76) 野村, 前掲書 63c および日野, 前掲書 63e を参照. また, 鶴見は後藤の国家観を「唯物論的国家観」としている (鶴見, 前掲書 62a, p.359).

Idea of Health Formation and Ideology of Society and State in Modern Japan

Toshiyuki TAKIZAWA

Department of Public Health, Faculty of Education, Ibaraki University

In the early Meiji Period, Nagayo (the director of the Bureau of Hygiene) adopted the concept of *eisei* (Hygiene) instead of *yojo* (nourishment of life) to refer to health care ideology. *Eisei* as used by Nagayo dealt with the health of the masses or community, and implied the protection of individual health through the group. It was a multidisciplinary art which involved civil engineering, construction, architecture, statistics, police, and sociology, in addition to medicine.

The approaches to health care ideology in the principles of *yojo* and *eisei* were extended to include the affairs of society and state. For example, Ito Shigeru, who was a doctor who became the mayor of Hirosaki city and a member of the House of Representatives, wrote a text on *yojo-ron* titled *The Philosophy of Yojo*. Ito earnestly stated in his writings that the national government had to perform the 'yojo of the state'. This thought was based on an idea that it was realized by a principle that was the same as personal health and 'the health of nation'. Goto Shinpei, a doctor and the director of Bureau of Hygiene, originated a theory of health care and health administration for the fulfillment of national prosperity and strength in one of his main works, *The Principle of Hygiene for the State*, with the backing of strong political power.

The basic principles of health ideology during the Meiji Period were based primarily on social Darwinism and social revolution theory. They were, however, still tied to traditional Confucian thought. This combination shows the ideological characteristics of theories of health during the latter half of Meiji Period. Goto and Ito referred to and quoted theories of social Darwinism. The concept of social Darwinism was widespread in Japan after the middle of the Meiji Period. The idea that the strong prey upon the weak was one of the characteristics of social Darwinism. Under this theory, the health of individuals was regarded as being linked to promotion of the national economy and an increase in military strength.

Key words: health idea, idea of hygiene, social revolution theory, NAGAYO Sensai, GOTO Shinpei